

(資料2-1)

グローバル化改革専門調査会
金融・資本市場ワーキンググループ運営規則(案)

平成19年1月29日
経済財政諮問会議
グローバル化改革専門調査会
金融・資本市場ワーキンググループ

(ワーキンググループの運営)

第1条 グローバル化改革専門調査会金融・資本市場ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)の議事の手続その他ワーキンググループの運営に関しては、法令及び経済財政諮問会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

(主査)

第2条 主査は、ワーキンググループの事務を掌理する。

- 2 主査がワーキンググループ会合に出席できない場合は、あらかじめ主査の指名する副主査が、その職務を代理する。
- 3 主査は、必要があると認めるときは、内閣府設置法第22条第1項第7号に掲げる議員の出席を求めることができる。

(メンバーの欠席)

第3条 ワーキンググループに属するメンバー(以下「メンバー」という。)がワーキンググループ会合を欠席する場合は、代理人をワーキンググループ会合に出席させ、又は他のメンバーに議決権の行使を委任することはできない。

2 ワーキンググループ会合を欠席するメンバーは、主査を通じて、ワーキンググループ会合に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 議事は、出席したメンバーの過半数をもって決し、可否同数の場合には、主査の決するところによる。

(審議内容等の公表等)

第5条 主査は、ワーキンググループ会合における審議の内容等を、ワーキンググループ会合終了後、遅滞なく、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。

2 前項の規定に関わらず、議事要旨等の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼすおそれがある場合は、主査がワーキンググループの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第6条 この運営規則に定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は、主査が定める。